

公益財団法人桜井市体育協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人桜井市体育協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県桜井市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、体育・スポーツの普及及び振興とともに、各種スポーツ団体の育成及び体育施設の拡充を図り、もって地域のコミュニティの形成を促進し、健康で明るい市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域におけるスポーツ振興のための事業
 - (2) 生涯スポーツ及び競技スポーツの振興及び普及
 - (3) 各種スポーツ団体及び選手・指導者の育成指導並びに連絡調整に関すること。
 - (4) 公立体育施設の管理運営に関すること。
 - (5) スポーツに関する情報の収集及び提供
 - (6) 管理運営する体育施設等の利便性を向上させる事業
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に掲げる事業は、桜井市において行うものとする。

第3章 加盟団体及び賛助会員

(加盟団体)

第5条 この法人は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、第3条の目的に賛同し、次条の承認を得たものを加盟団体とする。

- (1) 市内のスポーツを校区又は地域単位で統括する団体
- (2) 市内のスポーツを各競技別に統括する団体
- (3) 市内のレクリエーション、健康スポーツ等を統括する団体
- (4) 市内の学校体育団体

(加盟)

第6条 前条の加盟団体となろうとする団体は、理事会及び評議員会の承認を得て加盟することができる。

(加盟団体負担金)

第7条 加盟団体は、別に定める負担金を毎年納入しなければならない。

(退会等)

第8条 第5条の加盟団体が退会しようとするときは、その理由を付して脱会届を会長に

提出し、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

- 2 この法人は、第5条の加盟団体が同条各号に掲げる資格を失ったと認められるとき、又はこの法人の加盟団体として不相当と認められるときは、理事会及び評議員会における承認を得て、脱退を含む処分を行うことができる。

(加盟団体必要事項)

第9条 第5条から前条までに規定するもののほか、加盟団体について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

- 2 加盟団体は、前項の規定により定められた事項を守らなければならない。

(賛助会員)

第10条 この法人の趣旨に賛同するものは、賛助会員になることができる。

- 2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会が定める。
- 3 賛助会員は、理事会が別に定める会費を毎年納入しなければならない。

第4章 資産及び会計

(基本財産)

第11条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき、及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第14条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第15条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第5章 評議員

(評議員の定数)

第16条 この法人に、評議員25名以上40名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第179条から第195条までの規程に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ウ 当該評議員の使用人
- エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
- カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数3分の1を超えないものであること。

- ア 理事
 - イ 使用人
 - ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
- (ア) 国の機関
 - (イ) 地方公共団体
 - (ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - (オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第19条 評議員は無報酬とする。

2 評議員に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第6章 評議員会

（構成）

第20条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第21条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任又は解任並びに理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 役員及び評議員の報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部又は一部の譲渡の承認
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 加盟団体の加入、脱退等の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第22条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3カ月以内に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第24条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちからその評議員会において選任された議事録署名人の1名以上が記名押印する。

第7章 役員

(役員の設定)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、1名を理事長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という）上の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、理事長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長及び理事長を補佐する。

4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長、理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第27条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項について評議員会において決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員に対する報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において定める総額の範囲内で報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(顧問及び参与)

第34条 この法人に、顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。

2 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じる。

4 顧問及び参与は、無報酬とする。

第8章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第37条 理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催するほか必要がある場合に開催する。

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき、又は事故があるときは、理事長が招集する。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した会長、理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 専門委員会及び部会

(専門委員会及び部会)

第42条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議を経て各種専門委員会及び部会を設置することができる。

- 2 専門委員会及び部会は、第4条の事業に関して調査、研究及び事業運営に関する事項について協議し、調査並びに審査する。
- 3 専門委員会及び部会の運営については理事会の決議において別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局及び職員に関する事項は、理事会が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49条。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補則

(委任)

第49条 この定款の施行及び事業執行組織の運営に関する細則は、必要に応じて理事会が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第49条）第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
(理事) 福井基雄、土道與、丸尾佳巳、乾 卓次、川口茂明、鈴木良則、
奥田道明、北村克明

(監事) 足立亘、筒井弘
- 4 この法人の最初の代表理事（会長）は福井基雄、代表理事（理事長）は土道與、業務

執行理事（専務理事）は丸尾佳巳とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

東野佳代子、中嶋俊晴、武田博彰、植田茂雄、中村恵美子、山口芳幸、福井 賢、
河口充住、平田明宏、小林弘房、安井秀敏、宮本忠彦、大上義夫、東 博嗣、
中村三枝子、岡山文夫、大井正光、藤本圭造、加藤 渉、上田 稔、吉岡節子、
森口貞央、迎田展孝、山本正成、東田真佐美、大住優子、杉本節子、木虎幸美、
吉岡知子、中西 豊、松出豊治

6 平成27年5月30日一部改定

別表（第11条関係）

基本財産（定期預金）	10,000,000円
------------	-------------